

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は以下の施設基準に適合するものとして関東信越厚生局長に届出を行なっています。

## 1.基本診療料の施設基準

1. 急性期一般入院料 4
2. 療養病棟入院基本料 1
3. 救急医療管理加算
4. 診療録管理体制加算 2
5. 急性期看護補助体制加算 50対1
6. 療養病棟療養環境加算 2
7. 後発医薬品使用体制加算 1
8. データ提出加算 1 (口)
9. 入退院支援加算 2
10. 認知症ケア加算 (加算 3)
11. 地域包括ケア入院医療管理料 2
12. 感染対策向上加算 2 (連携強化加算・サーベイランス強化加算)
13. 医療安全対策加算 2 (医療安全対策地域連携加算 2)
14. 医師事務作業補助体制加算 2 (40対1) 補助体制加算
15. せん妄ハイリスク患者ケア加算
16. 入院時食事療養費 (I)・入院時生活療養費 (I)

## 2.特掲診療料の施設基準

1. 糖尿病合併症管理料
2. 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
3. 下肢創傷処置管理料
4. がん性疼痛緩和指導管理料
5. がん治療連携指導料
6. 薬剤管理指導料
7. 検体検査管理加算 (II)
8. CT撮影及びMRI撮影
9. 脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)
10. 運動器リハビリテーション料 (I)
11. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
12. 胃瘻造設術
13. 人工腎臓 (慢性維持透析を行なった場合 1)
14. 人工腎臓 (導入期加算 1)
15. 医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術 (別紙 1)
16. 透析液水質確保加算
17. 慢性維持透析濾過加算
18. 看護職員処遇改善評価料 2 3
19. 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
20. 入院ベースアップ評価料 2 4